

2024年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを視る市民自身の監視の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には令和3年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置結果公表したかを評価し通信簿に加えた。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①HPでのアクセス性、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかがわかる通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志24名。弁護士・公認会計士・税理士・市議会議員・市民オンブズパーソンらで構成している。

3. 評価対象

(1) 令和5年度包括外部監査実施全自治体 133自治体(47都道府県、20政令市、62中核市、4条例制定自治体)の全監査報告書 136テーマ

(2) 令和3年度の包括外部監査実施自治体(132自治体)の監査報告書(133テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和6年3月31日までに公表されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方自治体の事務事業における①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の検証と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

① 対象の選定は適切で、監査する意義があるか

- i 対象の選定にあたって具体的な目的意識があるか。
- ii 対象の規模・性格に、外部監査する価値があるか。
- iii 監査対象の範囲は適切に設定されているか。

② 監査が充実し、評価が適切であるか

- i 事実・実態の把握が、遺漏なく緻密に行われているか。
- ii 適法性の検証が十分に行われているか。
- iii 3Eの検証が十分に行われているか。
- iv 監査の視点・手法に斬新さがあるか。過去の優れた監査例が参考にされているか。
- v 指摘・意見は直截に具体的に述べられているか。実行可能性があるか。
- vi 個々の問題事例からフィードバックして、一般的・構造的な問題として把握されているか。
- vii 問題発生に至る経緯・意思形成過程と責任の所在が検証されているか。
- viii 監査人が過度に安易に妥協をしていないか。
- ix 当年度の監査対象が過年度に行われた包括外部監査の監査対象になっている場合、過年度監査の指摘・意見に対する措置と措置報告の状況が点検されているか。

- ③ 報告書・意見書の記述は、適切でわかりやすいか。
 - i 自治体や市民が読んで理解しやすい記述になっているか。
 - ii 問題点や指摘・意見の記述は明瞭か。遺漏はないか。
 - iii 監査の視点やプロセスが十分に説明されているか。
- ④ その他
 - i 監査及び監査報告が誠実に行われているか。
 - ii 監査報告において、対象が過度に秘匿されていないか。
 - iii 報酬額と比して明らかに業務量・成果の多い、あるいは乏しい監査報告であるか。
 - iv 検証の過程で、監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、その回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解を示しているか。
 - v 他の自治体との比較検討が行われているか。
 - vi 監査テーマの監査を遂げるために必要な補助者が適切に選任されているか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2)自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①HPでのアクセス性、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応した措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改良が望まれる)」
- C…「改善を要する」
- D…「抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価、最悪で失格」

の5段階評価をした。

なお、①HPでのアクセス性 は、自治体HP上での措置報告へのアクセスしやすさを以下評価基準で評価した。

- A: 容易に、全部の措置データに行きつける。
- B: 概ね容易に全部の措置データに行きつけるが、途中で迷いやすい場面がある。
- C: 一般市民の場合、全部の措置データに行きつけない可能性がある。
- D: 班員でも、全部の措置データに行きつけない可能性がある。
- E: 措置データの一部が掲載されていない。

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は、良い(報告内容のほぼ全部が評価できる)をA、普通(評価できない報告が全体の20%未満)をB、不十分(評価できない措置報告が全体の20%以上50%未満)をC、非常に不十分(評価できない報告が全体の50%以上)をDとし、報告が全くない(「措置対応度」のE評価に連動する)はEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①②は同倍、③は①②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 令和5年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞4自治体4テーマ、活用賞11自治体11テーマであり、一方、改善要望11自治体11テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、本年度はこれに相当する報告書がなかった。2024年8月31日・9月1日に現地とオンラインで行う「第31回全国市民オンブズマン大阪大会2024」にて結果発表を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。

令和3年度～令和5年度の3年連続で活用賞以上を受賞した該当者はいなかった。

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の令和3年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、埼玉県、東京都、静岡県、和歌山県、徳島県、さいたま市、千葉市、新潟市、浜松市、盛岡市、水戸市、甲府市、豊中市、八尾市、東大阪市、松江市、宮崎市の19自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高（第一位）とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、これらに該当するものがなかった。

一方、2018年版のイエローブックから措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は2年連続で総合D以下の評価の2自治体（宇都宮市、東京都江東区）と3年連続で総合D以下の評価2自治体（仙台市、八王子市）の首長に対し、改善を求める要望書を送付する。

6. インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の交通費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR」以外も含めて合計で82名、1,447,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げますとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

7. 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を6,000円（税込）で販売している。一昨年度から、DVD単体でも販売をはじめた（3,000円）。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

令和5年度 監査テーマ・評価一覧表

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
岐阜県	1	岐阜県の子どもに関する補助金	優秀賞
愛知県	1	歳出(貸付金を除く)を伴う契約について	優秀賞
富山市	1	公の施設の使用料について	優秀賞
那覇市	1	那覇市における公文書の管理について	優秀賞
群馬県	1	県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
石川県	1	委託契約に関する事務の執行について	活用賞
山口県	1	環境保全対策に関する財務事務の執行について	活用賞
沖縄県	1	特別会計における事務の執行及び事業の管理について ～事業目的ごとの歳出取引の検証を中心に～	活用賞
堺市	1	業務委託に関する財務事務の執行について	活用賞
八戸市	1	市営住宅に関する財務事務の執行について	活用賞
福島市	1	学校教育に係る財務事務の執行状況及び事業の管理運営について	活用賞
大津市	1	大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について	活用賞
吹田市	1	委託に関する事務の執行について	活用賞
西宮市	1	外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
宮崎市	1	随意契約に関する事務の執行について	活用賞
青森県	1	公有財産の管理に係る財務事務の執行について	—
岩手県	1	企業局が実施する事業に関する財務事務の執行について	—
宮城県	1	県水道3事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	—
	2	道路事業に係る財務事務の執行について	
秋田県	1	「新秋田元気創造プラン」における人口減少対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
山形県	1	試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について	—
茨城県	1	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	—
栃木県	1	特別会計及び基金に係る事務の執行並びに事業の管理について	—
千葉県	1	千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について	—
東京都	1	中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について	—
神奈川県	1	産業労働局の事業に関する財務事務の執行について	—
	2	公益財団法人神奈川県産業振興センター(財政的援助団体)	
新潟県	1	労働力人口減少対策に係る事務の執行及び事業の管理について	—
富山県	1	公共施設等(土地及び建物)の管理状況について	—
福井県	1	港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について	—
山梨県	1	観光文化・スポーツ部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務(文化・スポーツに関する事務・事業に限る)の執行について	—
長野県	1	「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の執行	—
静岡県	1	観光に関する施策の財務事務の執行について	—
三重県	1	水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について	—
滋賀県	1	環境に関する財務事務の執行について	—
京都府	1	府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について	—
兵庫県	1	県民利便施設の管理運営について	—
奈良県	1	奈良県立大学の財務事務の執行について	—
	2	奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について	
和歌山県	1	下水道事業に関する事務の執行について	—
鳥取県	1	コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について	—
島根県	1	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	—
岡山県	1	持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
広島県	1	林業事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	—
徳島県	1	新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について	—
香川県	1	観光に関連した事業に関する財務事務の執行について	—
愛媛県	1	県有施設(一般建築物)の管理について	—
高知県	1	農業振興事業に関する事務の執行状況及び管理について	—

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
福岡県	1	公社等外郭団体に係る財務事務の執行及び経営管理の状況について	—
佐賀県	1	公営事業、出資団体等に関する財務事務及び経営管理について	—
長崎県	1	子ども・子育て支援関連事業に関する事務の執行について	—
熊本県	1	県単独補助金に関する財務事務の執行について	—
大分県	1	債権管理(県税に係るものを除く。)に関する財務事務の執行について	—
宮崎県	1	防災事業に関する財務事務の執行について	—
鹿児島県	1	鹿児島県農政部の財務に関する事務の執行について	—
札幌市	1	高速電車事業及び軌道整備事業について	—
仙台市	1	こども若者局に関する財務事務の執行について	—
さいたま市	1	消防事業の財務事務の執行について	—
千葉市	1	固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用状況について	—
横浜市	1	横浜市の医療提供に関連する事業の管理及び財務事務の執行について	—
川崎市	1	業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について	—
相模原市	1	DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について	—
新潟市	1	外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について	—
静岡市	1	委託契約に関する財務事務の執行について(これに伴う内部統制の整備状況および運用状況を含む)	—
浜松市	1	都市公園の整備と維持管理等に関する事務の執行について	—
名古屋市	1	多様性の推進に関する財務事務の執行	—
京都市	1	子育て支援事業に係る財務事務の執行について	—
大阪市	1	子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について	—
神戸市	1	市営住宅に関する財務事務の執行について	—
岡山市	1	公有財産の管理に関する事務の執行について	—
広島市	1	補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について	—
北九州市	1	市有財産の管理運営に係る財務事務の執行等について(未利用施設・未利用地等を中心として)	—
福岡市	1	子育て支援・保育事業に関する財務事務について	—
熊本市	1	補助金等に関する事務の執行について	—
函館市	1	子ども・子育て支援に関する事務の執行について	—
青森市	1	産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について	—
盛岡市	1	子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について	—
秋田市	1	「県都『あきた』創生プラン(第14次秋田市総合計画)」の策定及び進捗管理に関する事務について	—
山形市	1	生活衛生に関する財務事務の執行について	—
いわき市	1	産業振興部の財務事務の執行及び事業の管理について	—
水戸市	1	水戸市における子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行及び管理の状況について	—
宇都宮市	1	子ども部に係る事務の執行及び事業の管理について	—
前橋市	1	環境部の財務事務の執行について	—
高崎市	1	高齢者福祉事業に関する事務の執行について	—
川越市	1	高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について	—
川口市	1	子ども・子育て支援事業(補助金等交付事業を除く。)及び川口市立高等学校の財務及び事務の執行について	—
越谷市	1	情報システムに関する事務の執行について	—
船橋市	1	船橋市の道路・交通に関する事業に係る財務事務の執行について	—
柏市	1	学校教育に関する事業の財務事務の執行について	—
八王子市	1	子ども・若者育成支援事業に係る事務の執行について	—
横須賀市	1	産業振興に関わる財務事務の執行について	—
金沢市	1	特別会計(公営企業会計を除く。)の財務事務の執行及び経営に係る事業管理について	—
福井市	1	市民生活部に係る事務の執行について	—
甲府市	1	情報システムに関する財務事務の執行について	—
長野市	1	市民税・資産税等の市税、保険料及び使用料等の賦課及び徴収事務の執行について	—
松本市	1	水道事業に係る財務事務の執行と経営に関する事業の管理について	—
岐阜市	1	岐阜市病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
豊橋市	1	公金収納を伴う事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について	—
岡崎市	1	一般廃棄物処理に関する事業に係る財務事務の執行について	—
一宮市	1	高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について	—
豊田市	1	補助金等に関する事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ		評価
豊中市	1	行財政改革の推進と地方公会計の活用について	—
高槻市	1	交通関連事業(道路・市営バス)に関する財務事務について	—
枚方市	1	公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について	—
八尾市	1	産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について	—
寝屋川市	1	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
東大阪市	1	都市魅力産業スポーツ部の財務事務について	—
尼崎市	1	良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行(直近の包括外部監査対象事業を除く)	—
明石市	1	保健所等に関する財務事務の執行について	—
奈良市	1	外郭団体に係る財務事務の執行について	—
鳥取市	1	基金の管理・運用及び基金に関する事業の執行について	—
松江市	1	業務委託に関する事務の執行について	—
倉敷市	1	防災、危機管理に関する事務の執行について	—
呉市	1	防災・減災の事業に関する事務の執行について	—
福山市	1	経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について	—
下関市	1	情報システムに係る事務及び財務の執行について—DX(デジタル改革)推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて—	—
高松市	1	病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	—
久留米市	1	少子化対策及び子ども・子育て支援に関する事務の執行について	—
長崎市	1	長崎市の人口流出対策・少子化対策について	—
佐世保市	1	子ども・子育て支援事業に関する財務・事務執行	—
大分市	1	子育て支援事業に関する事務の執行について	—
鹿児島市	1	公共交通政策に関する事業の事務の執行について—特に鹿児島市交通事業の事務について—	—
東京都 江東区	1	生涯学習支援事業における財務事務の執行について	—
東京都 町田市	1	市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について	—
大阪府 泉南市	1	委託契約に関する財務事務について	—
北海道	1	観光に関する施策に係る財務事務の執行について	改善要望
福島県	1	補助金等の事務の執行について	改善要望
埼玉県	1	男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について	改善要望
大阪府	1	指定出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況について	改善要望
旭川市	1	資産関連台帳、貸室予約システム、施設使用料等の決定および市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について	改善要望
郡山市	1	補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について	改善要望
姫路市	1	公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について	改善要望
和歌山市	1	人件費に関する事務の執行について	改善要望
松山市	1	水道事業及び工業用水道事業の管理運営に関する財務事務の執行について	改善要望
高知市	1	指定管理者制度に関する事務の執行について	改善要望
東京都 荒川区	1	ゆいの森あらかわの管理運営について	改善要望

令和5年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：岐阜県)

監査人氏名	尾藤 望	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 300頁
					概要書 98頁
監査テーマ	岐阜県の子どもに関する補助金			委託報酬額 11,000,000円	
監査対象等	監査人が抽出した子どもに関する補助金全222件のうち、18歳以下を直接対象とするもののほか、子どもを産み育てる親を対象としたものや貧困対策を意識したと考えられる児童養護施設に関する退所者補助金を含めた214件を監査対象としている。予算額としては県におけるR4度の補助金全体総額のうちの26.31%となる約279億9,909万9,000円で、対象となった部署は教育委員会を含む庁内の38課及び財政援助団体となっている学校法人と県内市町村である。				
対象選定の理由	子どもに関する補助金を把握するにあたっては、子ども施策に対する補助金を対象とする事を検討したが、子ども施策の内容は、健全育成、子育て支援、少子化対策、貧困対策など様々な側面があるため、以下の観点から対象の抽出を行ったとする。 ・岐阜県においては、こども基本法が策定を求める計画として、第4次岐阜県青少年健全育成計画、第4次岐阜県少子化対策基本計画が存在し実施されている。そのため、これら各種計画に位置付けられている補助金を対象とすることで、「子どもに関する補助金」の抽出は可能と判断した。 ・また、各種補助金に位置付けられてはいないものの、その他、子どもを対象とした補助金の有無を、全庁的に照会し、対象となる補助金を抽出した。 ・なお、上記各種計画に位置付けられる補助金の中には、大学を対象とするなどの18歳以上の成人に関する補助金も多数存在するが、上記計画に関連する補助金としては、200を超える補助金が存在するため、監査対象を絞り込む意味で、成人年齢を基準に18歳未満を主な対象とする補助金に限定することを検討した。 ・その結果、18歳以上の成人に対する直接の給付を予定する補助金や大学、専修学校を対象から外したが、子どもに関する補助金の中心としては、子どもを産み育てる親を意識した成人に対する補助金が多数存在する。このような補助金を外すことは、子ども施策の中でも重要な少子化対策に関する監査が行えないと判断したことから、年齢に関係なく監査対象として維持した。 ・また、貧困対策に関する補助金も重要と判断したところ、貧困対策の補助金は他の施策と比較して少数であったため、貧困対策を意識したと考えられる、児童養護施設に関する退所者補助金もあえて監査対象とすることとした。				
監査の視点	主な監査の視点として以下の6項目を掲げる。 ・適法性一事務執行が、適法になされているか ・有効性一事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか ・経済性一事務執行が、より少ない費用で実施できないか ・効率性一事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか ・公平性一補助金の申請手続等において、公平な取扱いをしているか、補助率・額の決定につき、要綱・要領に基づく統一的な運用になっているか ・透明性一補助金が認められる予算編成過程において公表されている、事務事業報告書や補助金の情報などについて、HPに公開し、具体的に説明しているかなど				

監査報告書の概要	「序章 監査総論」「第1章 岐阜県の補助金・子ども政策の概要」「第2章 各部局における補助金の監査結果」「終章 課題と提言」の全4章で構成。 序章は、包括外部監査の概要、報告書の構成、財務監査の範囲等を述べる。 第1章は、岐阜県の補助金に関する概要を説明し、本監査において対象としている子どもの補助金に関し選定の参考とした各種計画について報告する。この中で、本年度の監査にあたり特に検討を要することとなった、私学助成金と財政援助団体となる各学校法人との関係について報告し、監査の視点について述べる。 第2章は、監査した各種補助金について担当部局毎の報告である。各補助金毎に、概要の説明→監査により把握した事実関係の摘示→適用が問題となる法律等根拠類の摘示→判断(【指摘】・【意見】)の流れで監査結果を報告している。なお、判断において、R5度中、自主的にあるいは本監査の過程を経て改善を実施している場合には【改善報告】という形で、また、補助金に関する事務手続が、他の担当課や現地機関の参考になる取り組みをしていると判断した場合に、【参考報告】として明示する。 終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言が報告されている。 なお、巻末資料として、本報告書の参考となるよう、「令和5年度外部監査の日程」、「指摘及び意見の一覧」、「参考報告一覧」、「岐阜県の行政機構図(令和4年4月1日時点)」、「監査対象補助金一覧」、「参照法令」、本報告書で引用する条例等を一部掲載する。
監査に対する評価	優秀賞
コメント	報告書の記載形式は昨年度までと同様に、各監査対象についての概要説明の後に、監査の結果指摘及び意見があるものについては、事実関係→規範→指摘・意見が記載され、監査人が指摘や意見を付した根拠が誰の目にも明らかにされていて分かりやすい。指摘と意見の内容は、補助事業の完了報告の収受印がないことや必要添付資料の漏れなどの事務的なものから、事業の評価指標の不適切さを指摘するものや補助事業の廃止検討を求めるものまで多岐にわたり、監査対象とした214件の補助金に対し、上に記した6つの監査の視点からくまなく監査されている。 本報告書の優れている点は主に2点あり、一つは過去の優れた監査例が広く参考にされている点で、補助金の評価に用いられたチェックシート(64頁参照)の設計にR2度に同テーマで本包括外部監査の通信簿上で優秀賞とした岐阜市の報告書が参考にされていたり、教育分野や少子化の知見を有する学識者を補助者に加え監査の質の向上が図られていることなど、同テーマを取り扱った監査例のみならず広く参考となる監査例を調べ本監査に盛り込んでいる様子が随所で垣間見える。 もう一つは、監査の結果発見された指摘や意見が監査人の一方的な言及にならず、行政に活用されるものになるように配慮されている点である。監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解が固められていること、また、その結果監査中に改善されたものについては、指摘・意見の記載に続いて改善報告としてその内容が記されており、参考報告と合わせ、とかく縦割りになりがちな行政事務において、他部署の好例を報告することにより、部署を越えた行政事務のレベルアップにつなげてもらいたいという監査人の想いが伝わる内容である。 監査人は前年度の通信簿においてオンブズマン大賞に輝いたが、終章に記載があるように前年度は監査人一人の執務時間だけで1,200時間を超えてしまった反省から、前年度より効率的な監査手続きが検討され実施されている。その検討の過程で先述の過年度監査の好事例の参照などが行われている格好である。特定の外部監査人だけが優れた監査を実施するのではなく、優れた事例の可視化から監査全体の質の向上のサイクルを生み出すことが本包括外部監査の通信簿の発行意義のひとつであり、本監査はそのサイクルが具現化された優れた監査であると考ええる。

令和5年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：愛知県)

監査人氏名	田口 勤	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 310頁
					概要書 39頁
監査テーマ	歳出(貸付金を除く)を伴う契約について			委託報酬額 18,411,800円	
監査対象等	歳出を伴う契約。 対象部署として、契約を取り扱う全局。 監査対象とした契約として、契約に基づく支出の歳出節には、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費が含まれる。金銭の貸付については、R4度の監査のテーマとしたので対象外。 また、R4度中に締結した県が一方当事者となる契約は、契約金額100万円以上のものに限定しても2500件を超えるため、各局(警察本部、企業庁及び病院事業庁を除く)の各課に対して、歳出節毎に契約金額が最高額の契約(各局の歳出節TOP)と、各課毎に契約金額が上位5位までの契約(各課の契約金額TOP5)について資料提出を求めて、各局の歳出節TOPとして回答があった契約件数125件および各課の契約金額TOP5として回答があった契約件数495件、重複を除いた契約件数の合計547件に絞り込む。 さらに、各課の契約金額TOP5の495件について、2022年度を基準として、①保守・管理・維持・改修・更新に関する契約、または②2022年度と2023年度もしくは2021年度と2022年度の契約者が同じ契約に注目。				
対象選定の理由	(1) 契約の公正性の確保 行政機関が一方当事者となる契約において、契約相手の選定過程で不適切な入札や随意契約が行われれば、契約金額にその影響が現れ、不経済・非効率な契約を締結することになり兼ねない。結果として納税者が過大な負担を強いられることにもなるため、契約の公正性の確保が必要である。 (2) 過去の監査テーマや取組との関係 2007年度に建設部の委託料及び役務費について監査テーマになったことはあるが、契約はもちろん建設局以外の多くの局において所管されているほか、契約に基づく支出の歳出節としては、委託料や役務費だけでなく工事請負費、需用費、使用料及び賃借料等が含まれるところ、契約を真正面から対象としたことはなく、監査の必要性が高い。 (3) 契約の現状 県HPにおいて公表されている「契約状況一覧」によれば、県が一方当事者となる契約は、2022年度中に締結したものは契約金額100万円以上のものに限定しても2500件を超えていた。				
監査の視点	明確な「監査の視点」の項目はない。 ただし、適法性(法令や規則等に違反していないか、県が自ら定立したルールに違反していないか、著しく不当な事項はないか)はもちろん、自治体運営の有効性、効率性、経済性(3E)の観点で監査する。				

監査報告書の概要	「第1章 総論」「第2章 契約の概要」「第3章 各局が所管する契約」の全3章で構成。 第1章は、外部監査の概要、報告書の構成である。 第2章は、契約の意義と契約に対する規律、県における歳出を伴う契約の全体像、監査対象とした契約、契約に関連する諸問題（監査の結果）である。 第3章は、各局（政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、経済産業局、労働局、観光コンベンション局、農業水産局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局、スポーツ局、会計局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部、企業庁、病院事業庁）が所管する契約の監査結果であり、それぞれ組織と業務の概要、契約の概況、契約相手の拘束、個別契約等について、監査の結果である。 なお、巻末資料として、【監査の結果一覧】を掲載する。
監査に対する評価	優秀賞
コメント	テーマは「歳出（貸付金を除く）を伴う契約」とされているが、部局に問合せ、資料提出を求め、回答を受けるという遣り取りの中で、同じ契約相手が続く契約が多数存在することを確認して、ほぼその問題に絞った監査をおこなった。 報告書は、まず一般論としての契約の意義や規律についての説明に頁数が割かれており、教科書的な使い方ができる。また、監査テーマを絞った分、各個別契約の概要等の記載も丁寧である。予定価格の事前公表の適否について検討を続けるよう求める意見、情報システム関係の契約で見られがちな「ベンダーロックイン」状態を回避する仕組の検討を求める意見、これに関連して「IT調達ガイドライン」と「IT調達の手引き」の記載を整合させるべきとする意見、情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書書式を用意するよう求める意見、また、一括再委託の原則禁止と適切な承諾手続について周知することを求める意見、委託契約の成果を具体的に把握するよう求める意見、運営事業者の意向を踏まえて契約種別を選択するべきではないとする意見、新たな優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待する意見、退職給付を委託料として支出してはならないとする指摘、委託料のうち人件費相当額の算出方法と額を改める必要があるとする指摘、プロポーザル等企画競争の実施を検討するよう求める意見などをいう。結論として問題がないと判断した契約についても、報告書にその経緯が記載されている点もよい。 部局との遣り取りの中で、テーマを「同じ契約相手が続く契約」に絞った点は、着眼点に新規性があり、かつ絞り方も的確で秀逸である。近年、自治体のIT化が進む中で、外部監査では、「ベンダーロックイン」の問題がしばしば取り上げられるようになったが、それ以外の場面でも、従前から、契約相手の固定化という問題が存在していることが浮き彫りになった。その問題性を述べ、改善を求めている。例えば、随意契約の形で契約相手の固定化が見られる場面があり、随意契約する理由を再検討し入札や企画競争等も検討するよう求めている。 全体として精緻な法的整理、分析をふまえた監査がなされており、説得力がある。ただし、同一監査人による昨年の報告書に比べると、具体的改善案までの言及がなされていなかったり、指摘・意見がやや微温的であったりするところもあった。

令和5年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：富山市)

監査人氏名	高 畠 亮 一	監査人資格	公認会計士	報告書頁数	報告書 361頁
					概要書 43頁
監査テーマ	公の施設の使用料について			委託報酬額 13,546,000円	
監査対象等	使用料適正化に対する全般的状況の検討と20の個別施設を対象とする。 1,688の公の施設から属性ごとに監査対象とする個別施設を抽出。ただし、①使用料が定められていない施設(小中学校、図書館など)、②法令等で使用料の算定方法が定められている施設(養護老人ホーム、市営住宅など)、③過去2年間の包括外部監査の結果、施設の統廃合方針、歳出の規模、受益者負担割合の状況等を勘案すると使用料を見直す必要性が乏しいと考えられる施設(老人福祉施設、産業振興施設など)は対象外とする。				
対象選定の理由	富山市は、R3に「第4期富山市行政改革実施計画」を策定し、その中で、使用料の算定根拠が不明確であったりサービス間の整合性が図られていなかったりする状況が認められるため、使用料の算定根拠を明確化し、サービス特性に応じた適正なコスト負担の在り方を定めたうえで、公の施設の使用料を見直す方針を示しており、この取り組みの進捗状況を監査することは、市が行政改革実施計画を効果的、効率的に遂行していく上で有益な気付きを与える。 R3度、R4度に包括外部監査を実施した結果、公の施設の使用料の水準感や使用料減免の状況、それらの前提となる施設の利用実態や歳出の適正化等の観点において複数の指摘事項や意見が発見されており、同様の指摘事項や意見が他の施設でも発生している可能性がある。				
監査の視点	ア. 「公の施設の使用料の適正化(第4期富山市行政改革実施計画)」に向けた市の取組状況に問題は生じていないか イ. サンプル対象となった公の施設について、その存在意義に重大な疑義が生じていないか ウ. サンプル対象となった公の施設について、理想的な受益者負担割合と実際の受益者負担割合に重大な乖離が生じていないか。乖離が生じている場合は、受益者負担割合を改善する余地がないか エ. サンプル対象となった公の施設について、使用料減免の内容に改善の余地がないか				

監査報告書の概要	第1章:包括外部監査の概要、第2章:監査結果の要約、第3章:使用料適正化に関する全般的状況の検討、第4章:個別施設の検討、により構成。 第1章では、テーマの選定理由や監査の方法(要点、手続)を述べる。 第2章では、発見事項の総括、一覧表、監査人が特に重要と考える発見事項を述べる。 第3章では、公の施設の使用料の考え方、受益者負担のあり方、市における使用料適正化の現状を述べたうえで、使用料適正化に関する全般的状況を検討し、指摘事項1を付す。 第4章では、監査対象とした個別施設の抽出方法や監査手続を説明したうえで、抽出された20施設(屋内競技場、八尾スポーツアリーナ、富山市民球場、富山市民プール、婦中スポーツプラザテニスコート、富山市民プラザホール、婦中ふれあい館、新保文化会館・新保公民館、呉羽会館・呉羽公民館、清水町公民館、鶴坂公民館、富山国際会議場、芸術文化ホール、富山駅広場、科学博物館、ガラス美術館、大沢野健康福祉センター、牛岳温泉スキー場、ファミリーパーク、富山ガラス造形研究所)を順に検証し、発見事項として合計で、施設の存在意義に指摘事項4・意見2、受益者負担割合の妥当性に指摘事項26・意見3、使用料の減免の妥当性に指摘事項26・意見12を付す。
監査に対する評価	優秀賞
コメント	公の施設をテーマとすると、管理・利用状況や不適切な資産管理の点検、ファシリティ・マネジメントの観点からの検証などの他、運営を外郭団体等に委託していれば、指定管理や外郭団体をテーマとする場合の点検事項も加わるが、本監査では、公の施設の使用料に絞って点検している。もっとも、その点検の過程で、委託料、人権費、指定管理、成果指標などにも触れている。 使用料を点検するにあたり、大きな視点として、施設の存在意義、受益者負担割合の妥当性、使用料減免の妥当性の3点を設定している。いずれも詳細に検証されているが、特に受益者負担割合の妥当性の点検では、代替可能性(類似施設の存在状況)を縦軸、必需性(市民の生活上の必要性)を横軸とした受益者負担マトリックスを作成し、施設ごとに理想的と思われる受益者負担割合を導いて、実際の受益者負担割合との隔たりを点検したり、コストの削減や施設の利用促進といった観点から改善の余地を点検したりするなど、細部まで点検されている。その結果、指摘事項・意見も具体的に述べられているものが多い。 また、1つの指摘事項の中で複数の改善提案が述べられているものもある。そのため、報告書の指摘事項・意見の合計は、指摘事項57・意見17となっているが、実際には、それ以上の措置が要求されている。 最後に、上述のように本監査では、極めて詳細な点検がなされているが、その反面、サンプルとして抽出された個別施設は20施設であり、多いとはいえない。検証の仕方や考え方を示すという意味で本監査は有意義であったが、これを他の公の施設にも活かせるかは市の工夫次第である。

令和5年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：那覇市)

監査人氏名	植松 孝則	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 300頁	
					概要書 無	
監査テーマ	那覇市における公文書の管理について			委託報酬額 10,712,900円		
監査対象等	主たる監査対象は、市長事務部局の公文書管理に係る事務を所管する総務部総務課等であるが、市長事務部局全てを監査対象とする。					
対象選定の理由	地方公共団体の公文書の管理の在り方について、公文書管理法は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」(同法第34条)と定めるが、これは「公文書の意義」すなわち「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である『公文書』は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である」という基本認識に基づくものであるとし、作成されるべき公文書が作成されていなかったり、保存されるべき重要な公文書が誤廃棄されていたりといった事案は、いつでも起こり得ることであり、市においても決して他人事ではない。また、これまで、公文書管理をテーマにした包括外部監査は実施されていない。このために本テーマを選定したとする。なお、そもそも公文書管理は行政監査の対象であって、包括外部監査の対象とならないのではないかとこの疑問については、「包括外部監査人による監査は財務監査に限られてはいるものの、そこには同法第2条第14項及び第15項の判断も入ること、また、そもそも財務監査と行政監査の区別も明確ではないことから、包括外部監査の範囲として、政策判断に属するという意味での行政監査は含まれないが、それ以外については広く含まれる」ところ、「公文書は国民(市民)の「共有財産」であり「公共用物」であるため、財務監査の範囲に含まれるとする。					
監査の視点	・那覇市文書取扱規程をはじめとする、市における公文書の管理に関するルールそのものについて、公文書管理法の趣旨に則った適正なものとなっているか、ルールが形式的なものとなっているか。 ・文書管理システム等の情報システムの利用が有効かつ効率的に行なわれているか、情報システムの契約内容に不備はないか。 ・文書管理に関してエラーが生じた場合の再発防止に関して、内部統制の仕組みが有効かつ効率的に機能しているか。 ・那覇市の公文書が適切に利用できる環境にあるか。 ・現在のルールに基づく公文書管理が各課で適切に行われているか。					

監査報告書の概要	第1部で監査の概要(監査の手順を時系列とした表の記載もある)を述べた後、第2部は、以下の章立てで監査の結果を述べている。 ①公文書管理の概要(R4度17部局の公文書取扱総数約34万8000件。職員一人あたり52件。文書実務の流れのフローチャートも掲載) ②文書取扱規程等(規程のみならず文書管理簿や書庫の状況の写真なども紹介する。部署管理規程にとどまらず公文書管理「条例」を制定すべき、回議や合議の経過の記録化を義務とする規定をすべきなど、29指摘・9意見) ③史料文書(保存年限満了文書のうち、史料的・歴史的価値を有する文書の管理状況を点検。史料文書の定義を定め、統一ルールを定めるべき、温湿度管理やくん蒸を求めるなど、10指摘・6意見) ④文書管理にかかる情報システム(コンピュータ管理の状況等について点検。契約について費目毎の内訳を明記すべき、電子化後の紙文書の取扱いを検討すべきなど、9指摘・4意見) ⑤研修及び点検・監査(文書事務研修や公文書管理の点検・監査状況について点検。定期的に文書事務研修を受講する体制を整備すべき、公文書管理に関する点検・監査体制を整備すべきなど、3指摘・1意見) ⑥内部統制(市では内部統制強化のため、品質管理の不備や市民等からのクレーム・要望が発生した場合には、品質管理推進員が「不備等管理表」に記載する仕組み。この仕組みを紹介し、3年間の全137件の不備管理表のうち公文書管理関係9件を点検。不備管理表のフィードバックによる再発防止の徹底や有効活用を図るための周知徹底、個人情報記載された書面の裏紙使用中止など、5指摘・2意見) ⑦情報公開(公文書ライフサイクルの利用の観点から開示に関するルールの適切性などを点検。全国市民オンブズマン連絡会議の報告書を引用し逗子市の事例紹介もされている。行政文書ファイル管理簿を作成公表すべき、情報公開請求を権利濫用として拒否する手続として第三者への意見を聞く手続などの整備を検討すべきなど、2指摘・6意見) ⑧AI利用を含むDX取り組み状況(公文書のデジタル化、文書事務に関するDXの推進や人工知能・生成AIの活用について点検。市民の情報提供に関する取組について公文書該当性等の検討が十分でない、各種意思決定における意思決定過程文書を作成すべきなど、1指摘・1意見) ⑨庁議(市の行政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議する「庁議」について、主に文書が適切に作成されているかを視点として点検。意思決定過程の文書作成を徹底すべき、事前説明に関する文書の作成をルール化すべき、議事録等の保存年限を再検討すべきなど2指摘・2意見) ⑩一連事業(各部署が横断的に関わる事業について文書の作成・管理・保存・廃棄までを負うことを視点とし、新真和志複合施設建設事業を中心に点検。意思決定過程の文書を作成すべきであることのほか、部署間において会議体の議事録の記載内容や方法についての情報を共有し、他部署の議事録の記載内容や方法を参考にすべきとする1意見) ⑪書面及び面談ヒアリング結果(公文書の性質・内容が他課と異なる保健所4課を除く市長部局全48課を対象に実施した書面ヒアリングの質問項目及び回答がまとめられている。紙媒体の公文書を各デスクではなくキャビネットに収納するルールの徹底、重要文書の未処理防止のため文書主任の確認の徹底、研修の充実など3指摘・3意見) ⑫指摘意見一覧表 また、巻末資料として、書面ヒアリングの結果、市の文書管理にかかる諸規程がまとめられている。
監査に対する評価	優秀賞
コメント	公文書は、自治体及び住民にとって基礎的な財産の一つといえ、今後の包括外部監査も公文書の適正な管理がなされていなければ実効性を欠く。このため、公文書管理は包括外部監査のテーマとして適切である。しかし、これまで、「公文書管理」をテーマ設定にしたものはなかった。新たなテーマを切り開いた点で、本監査は高く評価できる。 市における公文書のライフサイクルを解説し、現場にも赴いて点検をおこなっており、また、監査の手順を明示し、書面ヒアリング回答を資料として添付しているなど、誠実で分かりやすく、市民も活用できる報告書といえる。 経済的な観点からの点検は、ほぼ見られず、指摘や意見の数は物足りない。表現も微温的で、市に適切な措置を期待できるのか、疑問がある。一方、合規性の観点や、公文書管理「条例」の制定、公文書に関する点検監査の制度の導入、意思決定過程文書の作成義務付け、回議や合議の経過の記録化(文書)規定の必要をいい、情報公開請求の濫用への対応などのルールの具体的改善提案をする指摘・意見は有用であり、市にとつての活用性がある。 また、内部統制強化を図る一環として、市に導入されている品質管理の不備や市民等からのクレーム・要望が発生した場合に品質管理推進員(各所属に配置され、品質管理に関する業務において所属長を補佐する者)が記載する「業務改善措置票(不備等管理表)」を元にした監査手法は有効性が高く、他の包括外部監査の参考になる。

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(令和3年度)

自治体名	令和3年度監査テーマ	措置評価			
		I ア ク セ ス 性	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
都 道 府 県					
北海道	1. 産業振興に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
青森県	1. 県費単独補助金等に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
岩手県	1. 自然環境に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
宮城県	1. 自然環境に係る財務事務の執行について	A	D	D	D
秋田県	1. 県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について	C	A	A	A
山形県	1. 県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)の実施状況について	A	A	C	C
福島県	1. 公有財産の財務事務の執行及び管理	B	A	C	C
茨城県	1. 債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
栃木県	1. 警察本部の事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
群馬県	1. 森林・林業施策に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
埼玉県	1. 公有財産の維持管理等に係る財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
	2. 物品の管理等に係る財務に関する事務の執行について				
千葉県	1. 県土整備事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
東京都	1. 下水道局の事業に関する事務の執行及び東京都下水道サービス株式会社の経営管理について	A	A	A	A
神奈川県	1. 私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
新潟県	1. 子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況	A	A	C	C
富山県	1. 道路事業に関する事務の執行及び管理について	A	A	C	C
石川県	1. 負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	A	A	C	C
福井県	1. 「ふくい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策及び事業に関する事務の執行について	A	A	B	B
山梨県	1. 農政部の財務に関する事務の執行及び出納その他の事務の執行について	A	A	C	C
長野県	1. 住宅施策に関する財務事務の執行及び長野県住宅供給公社の経営管理について	A	A	C	C
岐阜県	1. 岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	B	A	B	B
静岡県	1. 文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	A	A	A	A
愛知県	1. 環境対策に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
三重県	1. 防災・減災(特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業)に関する事務の執行について	C	A	C	C
滋賀県	1. 教育に関する財務事務(主に学校教育に係るもの)の執行について	A	A	C	C
京都府	1. 収益事業特別会計(向日町競輪場の課題解決と今後の可能性等)について	A	A	C	C
大阪府	1. 教育庁の所管事業に関する財務事務の執行について	B	B	C	C
兵庫県	1. 農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
奈良県	1. 委託料に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
和歌山県	1. 県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について	A	A	A	A
鳥取県	1. 防災・減災に関する事業に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
島根県	1. 農林水産分野における補助金の事務執行について	C	A	C	C
岡山県	1. 岡山県の環境政策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
広島県	1. 水道事業に係る財務事務の執行及び経営管理について	A	A	C	C
山口県	1. 中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
徳島県	1. 防災・減災に係る事務事業の執行について	A	A	A	A
香川県	1. 防災に係る事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
愛媛県	1. 指定管理者制度について(公の施設のあり方の検討を含む。)	B	A	B	B
高知県	1. 物品の取得、管理及び処分等について	C	A	B	B
福岡県	1. 住宅施策に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
佐賀県	1. 文化・芸術・観光・国際化に関連する事業に係る事務の執行及び事業の管理について(文化・芸術施設の管理運営を含む)	A	A	C	C
長崎県	1. 県営住宅に関する事務の執行について	A	A	B	B
熊本県	1. 地方創生事業に関する財務執行状況について	A	A	C	C

自治体名	令和3年度監査テーマ	措置評価			
		I ア ク セ ス 性	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
大 分 県	1. ICT関連施策に関する事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
宮 崎 県	1. 指定管理者制度導入施設の管理運営及び財務事務の執行について	C	A	C	C
鹿 児 島 県	1. 県単独補助金に係る事務の執行について	A	A	C	C
沖 縄 県	1. 指定管理者による公の施設の管理・運営について ～一般財団法人沖縄美ら島財団による管理・運営を中心に～	B	B	C	C
政 令 市					
札 幌 市	1. 消防事業に関する財務事務の執行	A	A	C	C
仙 台 市	1. 仙台ブランドの維持・構築に関する施策・事業に係る財務事務の執行について	D	D	D	D
さいたま市	1. スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について	A	A	A	A
千 葉 市	1. 公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市 出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行に ついて	B	A	A	A
横 浜 市	1. 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	B	B	C	C
川 崎 市	1. 港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務の執行について	A	A	C	C
相 模 原 市	1. 防災に関する事務の執行について	A	A	C	C
新 潟 市	1. 教育委員会及び市立学校における事務の執行について	A	A	A	A
静 岡 市	1. 生活保護に関する事業について	A	A	B	B
浜 松 市	1. 幼児教育・保育事業に関する事務の執行について	B	A	A	A
名古屋	1. 公金収納についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	A	C	C	C
京 都 市	1. 建設局の施策及び財務に関する事務について(関連する施設・外郭団体の運営 管理を含む)	A	A	C	C
大 阪 市	1. 市有不動産の有効活用について～未利用地の管理・活用・商品化及び換価処 分を中心に～	A	A	C	C
堺 市	1. 子ども・子育て支援事業に関する事務	A	A	C	C
神 戸 市	1. 教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸 市学校給食会の出納その他の事務の執行について	A	A	B	B
岡 山 市	1. 契約に関する事務の執行	B	C	C	C
広 島 市	1. 水道事業に関する経営管理について	C	B	C	C
北 九 州 市	1. 産業振興施策に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
福 岡 市	1. 指定管理者制度の運用に関する事務の執行について	A	A	C	C
熊 本 市	1. 学校教育に関する事務の執行について	A	C	C	C
中 核 市					
函 館 市	1. 市税及び国民健康保険料、介護保険料に関する事務の執行について	B	A	C	C
旭 川 市	1. 住宅行政に関する事業の事務の執行について	A	A	C	C
青 森 市	1. 持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通イ ンフラの充実)にかかる財務事務の執行について	A	A	B	B
八 戸 市	1. 地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について	A	A	B	B
盛 岡 市	1. 住宅事業に関する財務事務の執行について	B	A	A	A
秋 田 市	1. 情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制に ついて	A	A	B	B
山 形 市	1. 公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
福 島 市	1. 清掃事業における財務事務の執行及び管理運営について	A	A	C	C
郡 山 市	1. 水道施設及び浄水施設に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理 について	A	A	B	B
い わ き 市	1. 委託契約に関する事務の執行について	A	A	C	C
水 戸 市	1. 外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
宇 都 宮 市	1. 都市整備部に係る事務の執行及び事業の管理について	A	D	D	D
前 橋 市	1. 市の住宅政策について	A	A	B	B
高 崎 市	1. 住環境に関する事業に係る事務の執行について	A	A	C	C
川 越 市	1. 子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について	A	A	C	C
川 口 市	1. 一般会計における補助金、負担金及び交付金に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
越 谷 市	1. 補助金の交付等に関する事務の執行について	A	A	C	C

自治体名	令和3年度監査テーマ	措置評価			
		I アクセス 性	II 措置 対応 度	III 説明 責任	総合 評価
船 橋 市	1. 船橋市が実施する一般廃棄物対策事業(ごみ減量・資源化の推進、ごみ処理及びし尿処理等に関する事業)に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
柏 市	1. 補助金等に関する財務事務の執行等について	A	A	C	C
八 王 子 市	1. 産業振興部における産業政策事業及び企業支援事業に係る事務の執行について	E	E	E	E
横 須 賀 市	1. 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行等について(横須賀市FM戦略プランと市営住宅、青少年の家、コミュニティセンター各事業における取り組み)	A	A	C	C
富 山 市	1. 農林水産事業に関する事務の執行について	A	B	C	C
金 沢 市	1. 市民協働に関する財務事務の執行について	D	D	D	D
福 井 市	1. 市税等に係る事務の執行について	A	A	C	C
甲 府 市	1. 環境行政に係る財務事務の執行について	A	A	A	A
長 野 市	1. 公有財産の管理及び処分に係る事務の執行について	A	A	B	B
松 本 市	1. 市税並びに使用料及び手数料等に関連する財務事務の執行について	A	A	C	C
岐 阜 市	1. 岐阜市の土地	A	A	B	B
豊 橋 市	1. 補助金に係る財務事務について	B	A	B	B
岡 崎 市	1. 学校教育等に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
一 宮 市	1. 公有財産の管理に関する事務の執行について	A	A	C	C
豊 田 市	1. 不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として～	A	B	B	B
大 津 市	1. 大津市外郭団体に係る財務事務の執行について	B	A	B	B
豊 中 市	1. 環境部の所管事業に係る財務に関する事務の執行について	A	A	A	A
吹 田 市	1. 補助金等に係る財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
高 槻 市	1. 水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	A	A	C	C
枚 方 市	1. 債権管理に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
八 尾 市	1. 委託契約に関する事務の執行について	A	A	A	A
寝 屋 川 市	1. 補助金等に係る事務の執行について	A	A	C	C
東 大 阪 市	1. 東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	A	A
姫 路 市	1. 姫路市立の幼稚園、認定こども園及び保育所における財務に関する事務等の執行について	A	A	B	B
尼 崎 市	1. 補助金等に関する事務の執行について	B	A	C	C
明 石 市	1. 公有財産等の財産管理に係る事務執行について	A	D	D	D
西 宮 市	1. 環境局の事務事業について～SDGsの視点も踏まえて～	A	A	C	C
奈 良 市	1. 債権管理に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
和 歌 山 市	1. 特別会計の財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について	A	A	C	C
鳥 取 市	1. 出資法人等への支出に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
松 江 市	1. 情報システムに関する事務の執行について	A	A	A	A
倉 敷 市	1. 市税の賦課徴収に関すること、徴収事務の執行について	A	A	B	B
呉 市	1. 内部統制の整備状況及び運用状況(全庁的な体制及び業務レベル(固定資産管理)のリスク対策)	A	A	C	C
福 山 市	1. 子育て支援に関する事務の執行について	A	A	D	D
下 関 市	1. 人件費に関する事務の執行について	A	A	C	C
高 松 市	1. 高松市の契約・選定事務	A	A	C	C
松 山 市	1. 公有財産の管理運営に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
高 知 市	1. 防災に関する事業の執行について	B	A	B	B
久 留 米 市	1. 下水道事業等に関する事務の執行について	A	A	C	C
長 崎 市	1. 物品の取得、管理及び処分について	B	A	C	C
佐 世 保 市	1. 佐世保市の補助金等制度及び政務活動費	C	A	C	C
大 分 市	1. 固定資産税の課税に関する事務の執行について	A	A	C	C
宮 崎 市	1. 環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について	A	A	A	A
鹿 児 島 市	1. 少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について	A	A	C	C
那 覇 市	1. 人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
条例自治体					
東京都荒川区	1. 情報システムの調達及び運用・保守に関する事務の執行について	A	C	C	C
東京都江東区	1. 行政財産に係わる財務事務の執行及び管理について	A	A	D	D
東京都町田市	1. 指定管理者制度に関する事務の執行について	A	A	B	B

監査対象事項分類表（令和5年度）

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	長野市、豊橋市①
2	財産管理（物品・現金・基金）	栃木県①、千葉市①、旭川市①、鳥取市
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園等）、指定管 理者）	北海道①、青森県、富山県、兵庫県、愛媛県、 千葉市②、浜松市、岡山市、北九州市、旭川市②、 ◎ 富山市 、枚方市、姫路市、高知市、 東京都荒川区
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入金・ 債務保証・損失補償）	大分県、豊橋市②
5	医療・保健（病院・保健所）	横浜市、岐阜市、明石市、高松市
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校 給食）	○ 群馬県 、◎ 岐阜県 ①、奈良県①、大阪市、 ○ 福島市 、川口市①、柏市
7	試験研究機関	北海道②、山形県
8	部局・出先機関	福井市
9 公 営 事 業	①地方公営企業に属するもの	
	I 上下水道・農工業用水	岩手県①、宮城県①、茨城県、千葉県①、三重県、 和歌山県、松本市、寝屋川市、松山市
	II 公営交通	札幌市、高槻市、鹿児島市
	III 電気・ガス事業	岩手県②
	②産業振興に属するもの	
	I 産業振興・まちづくり（住環 境整備）	神奈川県、鳥取県、徳島県、青森市、いわき市、 横須賀市、八尾市①、尼崎市、福山市①
	II 農林水産・土地改良	滋賀県①、岡山県、広島県①、高知県、鹿児島県
	III 観光	北海道③、長野県①、静岡県、香川県、八尾市②
	IV 市場	東京都
	③上記以外の事業	
	I 道路・港湾・河川	宮城県②、千葉県②、福井県、船橋市
	II 土地区画整理事業・市街地再 開発事業	
	III 自然・環境・ごみ・清掃・ 衛生	滋賀県②、○ 山口県 、山形市、前橋市、岡崎市、 福山市②
	IV 住宅	神戸市、○ 八戸市
	V 公営ギャンブル	奈良県②
10	特別会計	栃木県②、○ 沖縄県 、金沢市
11	外郭団体（公社・財団・社団・ 社会福祉・出資法人・第三セクタ ー等）	大阪府、広島県②、福岡県、佐賀県、新潟市、 ○ 西宮市 、奈良市

12	補助金・寄付金・負担金・交付金	福島県、◎ 岐阜県 ②、熊本県、広島市、熊本市、郡山市、豊田市
13	契約・入札・請負・委託	○ 石川県 、◎ 愛知県 、川崎市、静岡市、○ 堺市 、○ 吹田市 、松江市、○ 宮崎市 、大阪府泉南市
14	人件費	和歌山市
15	議会・政務活動費	
16	情報システム	京都府、相模原市、越谷市、甲府市、下関市
17 社会福祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	◎ 岐阜県 ③、島根県、長崎県、仙台市、京都市、福岡市、函館市、盛岡市、水戸市、宇都宮市、高崎市、川越市、川口市②、八王子市、一宮市、久留米市、佐世保市、大分市
	III 雇用労働施策	新潟県①、八尾市③
	IV 人口対策	秋田県、新潟県②、長野県②、長崎市
18	消防・警察	さいたま市
19	過年度の外部監査に対する自治体の措置状況	
20	防災・危機管理・安全	宮崎県、倉敷市、呉市
21 その他	I 業務改革の推進	豊中市
	II 条例に基づく事務執行	
	III スポーツ・芸術振興	山梨県、○ 大津市 、東大阪市
	IV 情報公開・公文書管理	◎ 那覇市
	V 事務事業	
	VI 広報	
	VII 地域活性化	東京都町田市
	VIII 不測の事態	
	IX 社会福祉法人指導監督	
	X 窓口業務	
	X I 多様性の尊重	埼玉県、名古屋市
	X II 包括外部監査制度	
	XIII 内部統制	
	XIV 計画策定・進捗管理	秋田市
	XV 生涯学習支援	東京都江東区

※2023年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

◎包括外部監査の活用 10箇条

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区133店）捜せば出てくる 美味しい料理（3690品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROM と自治体のHP）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我が自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得利権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の要求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。